

富士山包括的保存管理計画の改定

○ 背景

2016 年 1 月に改定した富士山包括的保存管理計画（以下、「計画」という。）は、「第 9 章 行動計画の策定・実施」において、資産の保存管理等に係る諸事業の実施主体・概要・工程を示しているため、定期的に事業の進捗状況を反映させることが必要である。

○ 方向性

本年（2018 年）は、行動計画に示した実施期間の長期に該当するため、来年度、計画の改定作業を進め、事業の進捗状況を反映させるとともに、必要な修正等を行うこととする。

また、短期（～3年）、中期（～5年）、長期（6年目以降）を事業の実施期間としていることから、次回以降、概ね 5 年（長期サイクルの 2 年目）を目途に定期的に計画を改定し、時点更新等を行う。

○ 今回の主な改正点

（1）「第 9 章 行動計画の策定・実施」

事業の追加・修正・削除を行うとともに、短期（2013・2014・2015）、中期（2016・2017）、長期（2018 以降）で示した実施期間を見直しする。

＜変更前＞							→	＜変更後（案）＞					
区分	短期(実施済)			中期		長期		短期(実施済)		中期		長期	
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018 以降		<u>2018</u>	<u>2019</u>	<u>2020</u>	<u>2021</u>	<u>2022</u>	<u>2023 以降</u>

（2）「第 6 章 周辺環境との一体的な保全」

法的保護措置に係る状況の変化として、富士吉田市及び小山町が 2016 年 4 月に施行した景観条例の適用を反映させる。

（3）その他

上記（1）、（2）に伴い発生するその他の章への必要な反映を行う。